主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人内田弘文の上告趣意(後記)は刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。 被告人の上告趣意(後記)について、

食糧管理法が憲法二五条に違反するものでないことは、既に当裁判所の判例とするところである(昭和二三年(れ)第二〇五号、同年九月二九日大法廷判決集二巻一〇号一二三五頁以下参照)。従つて、論旨第一点は理由がない。同第二点は刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、記録を調べても、本件につき刑訴四――条を適用すべきものとは認められないから、同四〇八条、一八一条にょり裁判官全員一致の意見を以つて、主文のとおり判決する。

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

判長裁判	川官	霜	Щ	精	_
裁判	官	栗	Щ		茂
裁判	官	小	谷	勝	重
裁判	官	藤	田	八	郎
裁判	官	谷	村	唯一	郎